

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 12 月 18 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

## 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年12月13日

石垣市長 中山 義

### 理由

公用車での接触・物損事故に係る損害賠償の請求について、損害賠償の額を定める必要がある。しかしながら、本来は速やかに専決処分すべき案件であったが、事務手続きに不備があったことが判明したため、上記の期日で地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分する。

【別紙】

専決処分の概要

- 1 事故名：公用車での衝突事故
- 2 当事者：甲 特定非営利活動法人 子育てサポートやいま 職員  
(石垣市こども未来局こども家庭課 若年妊産婦の居場所運営事業受託事業者)

乙

- 3 事故発生日月日：令和3年1月29日 13時30分頃
- 4 事故発生場所：石垣市字登野城599番地交差点
- 5 事故内容：

令和3年1月29日午後1時30分頃、本市事業「若年妊産婦の居場所運営事業」受託事業者である特定非営利活動法人 子育てサポートやいまの職員が運転する車両（所有者：石垣市）が、登野城地区内の交差点において、一時停止、左右確認後に交差点に侵入したところ、右方の確認不足が起因し相手方車両と衝突した。（本市車両右側後方に相手方車両が衝突）

損害額は本市車両 253,782 円、■■■■氏車両 220,000 円。事故の責任割合は本市 90%、■■■■氏 10%となり、■■■■氏においては令和3年3月30日までの加療が必要となった。

- 6 専決処分する内容：

事故における物件損害として、車両所有者である甲は乙に対して、甲・乙各損害額の責任割合に基づく自己責任額を相殺し、その差額 172,622 円を支払う。また、甲は乙の治療費として 128,692 円、人身損害に関する治療費を除く一切の損害賠償として 221,100 円を支払う。

支払額については、本市加入の全国市有物件災害共済会より行う。